子どもの虐待対応の手引き

幼稚園・保育所・小中学校等における虐待対応マニュアル



熊本県教育委員会

はじめに

子どもの虐待は、子どもの心身の発育・発達に重大な影響を与え、ときには子ど もの生命さえ奪うことがあります。

県と市町村が協働し、関係機関・団体と連携を図り、子どもの虐待への迅速かつ適切な対応やネットワーク型の支援を促進するために、熊本県では「子どもの虐待対応マニュアル」を平成15年度に作成し、県下に配布しています。

そのような中で、子どもの教育・保育に携わる私たちには、虐待の早期発見のために、子どもの発するサインを見逃すことなくいち早くキャッチする力と行動する力等を醸成するとともに、関係諸機関と連携した迅速で組織的な対応が求められています。

今回、特に、子どもたちと一日のうちの長い時間を一緒に過ごし、保護者とかかわる機会も多い私たち幼稚園・保育所・小中学校等の関係者が担う役割の重要性から、幼稚園・保育所・小中学校等における虐待対応の手引きを作成しました。

本資料が、県内の各幼稚園・保育所・小中学校等において、日々の教育・保育活動や研修で、一人でも多くの子どもを虐待から守るために活用されることを願っています。

平成19年3月

熊本県教育委員会

目 次

<子どもを虐待から守るための 5 か条>	p 1
1 子どもの虐待とは(1)「児童虐待の防止等に関する法律」における児童虐待の定義	p 2
2 幼稚園・保育所・小中学校等関係者の早期発見の義務と通告義務 (1)幼稚園・保育所・小中学校等関係者の虐待の早期発見に努める義務 (2)守秘義務に優先する児童虐待の通告義務	р3
3 虐待を見逃さないために	р3
 4 実際の対応 (1)疑ったらまず"相談" (2)幼稚園・保育所・小中学校等内における対応 (3)地域と連携した虐待への対応システムの構築 (4)子ども・保護者への対応と支援の留意点 	р6
5 幼稚園・保育所・小中学校等における継続的な在宅支援(1)子どもに対して (2)保護者に対して (3)幼稚園・保育所・小中学校等関係者が気を付けたいこと	р9

身近にいる私たちだからこそできる 虐待の早期発見と支援

子どもへの虐待は最悪の場合、生命を奪うような取り返しのつかない事 態に至ることがあります。また、虐待を受けた子どもの将来に及ぼす影響 は、計り知れないものがあると言われています。虐待を受けている子ども たちは、一般的にその事実を周囲の人に話せないことが多く、また、あま りにも日常的で、自分の受けている行為が虐待であるという認識すら持っ ていない場合もあります。

一日のうちの長い時間を子どもと一緒に過ごす私たち幼稚園・保育所・ 小中学校等関係者には、虐待の兆候をいち早くつかみ、子どもたちを虐待 から守るとともに、健全な成長を支援する大きな責務が課せられています。



<子どもを虐待から守るための5か条>

1 「おかしい」と感じたら、迷わず相談・通告

(通告は義務)

2 「しつけのつもり・・・」は言い訳 (子どもの立場で判断)

3 ひとりで抱え込まない

(あなたにできることから即実行)

親の立場より子どもの立場

(子どもの命が最優先)

5 虐待はあなたの周りでも起こりうる (特別のことではない)

厚生労働省

1 子どもの虐待とは

(1)「児童虐待の防止等に関する法律」における児童虐待の定義(第2条) 同法では、保護者(親権者、未成年後見人、その他児童を現に監護する者) が18歳未満の児童に対して加える以下の4つの行為を「児童虐待」と定めています。

く身体的虐待>

子どもの身体に傷を負わせる等、生命に危 険のあるような行為をすること。

く心理的虐待>

子どもに対する暴言や拒絶的な対応等、子どもの心に著しい傷を与える言動を行うこと。

く性的虐待>

性的いたずらや性行為の強要など、子ど もにわいせつな行為をしたり、させたり すること。

くネグレクト (養育の怠慢・拒否) >

子どもの心身の正常な発達を妨げるような 著しい減食や長時間の放置、保護者以外の 同居人による虐待行為の放置。その他保護 者としての監護を著しく怠ること。

<子どもの心身への影響>

子どもの心に傷(トラウマ) が残り、将来にわたって心理 的苦痛を感じ続けます。

- ◆甘え方やかかわり方がうまくできず、対人関係が築きにくくなる。
- ◆感情のコントロールができ なくなったり、無表情で自 分の考えや希望を表現でき なくなったりする。
- ◆自尊感情が育たず、善悪の 判断がつきにくくなる。
- ◆常に愛情に飢えた状態になり、人の注意を引くような言動をとるようになる。



- ※ 虐 待 発 生 要 因 (多 く の 場 合 、 種 々 の 要 因 が 複 雑 に 絡 み 合 っ て 発 生 し ま す 。)
 - ◆保護者自身の育ち方
 - ◆家族生活のストレス
- ◆子どもと保護者の関係
- ◆家族と地域の関係

等

2 幼稚園・保育所・小中学校等関係者の早期発見の義務と通告義務 -----

(1) 幼稚園・保育所・小中学校等関係者の虐待の早期発見に努める義務

幼稚園・保育所・小中学校等関係者、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、子どもの虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、子どもの虐待の早期発見に努める義務があります。(児童虐待の防止等に関する法律第5条)

(2) 守秘義務に優先する虐待の通告義務

子どもへの虐待(疑いを含む)を発見した者は、速やかに市町村・福祉事務所又は、児童相談所に通告する義務があります。(児童福祉法第25条、児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項)幼稚園・保育所・小中学校等関係者には、法律で定められた守秘義務がありますが、この通告は守秘義務に優先します。(児童虐待の防止等に関する法律第6条第2項)従って、通告することによって守秘義務違反に問われることはありません。

3 虐待を見逃さないために ////

(1) 虐待を見逃さないポイント

◆ポイント1 「虐待かもしれない」という視点を持つ!

虐待は、家庭の中で行われることが多いため、実際にその現場を第三者が目にすることは極めて稀です。また、虐待は様々な形で隠されます。「もしや?」と、子どもの小さな変化やサインに気付くことは子どもを守るためにとても重要なことです。サインを受け取った人こそが、子どもにとっての頼みの綱なのです。子どもやその保護者と接する機会の多い幼稚園・保育所・小中学校等関係者は、虐待発見に関する大きな役割を担っているのです。子どもの体や心の様子が変だなと感じたら、「虐待かもしれない。」という視点を持つことが必要です。

◆ポイント2 「虐待か否か」の判断は、子どもの立場に立って!

子どもの体に明らかな外傷や発育の遅れが見られるときには、虐待として判断できる可能性は高いものです。しかし、監護の怠慢や不適切な養育は、どの程度で虐待と判断してよいのか分かりにくい場合があります。たとえば、子どもの心を傷つける言葉を繰り返し言う、食事が十分与えられていない、夜間子どもだけで過ごしているといった状況です。虐待か否かの判断は、すべて子どもの立場に立ってなされなければなりません。子どもにとって有害なら、それは「虐待」です。そういった視点で、子どもが意図的又は、無意識に出している何らかのサインを察知することが大切です。

◆ポイント3 「不自然さ」こそ最も重要なサイン

私たちが虐待を見逃さないために注意する必要のある最も重要なサインは、次のような「不自然さ」です。

<不自然な傷>

子どもはよくケガをしますが、不自然な傷とは、遊んでいてケガをしないような所にある傷や、ちょっとした事故ではあり得ないような火傷といったものです。このような傷が多くあったり、頻繁に傷ができたりする場合は注意が必要です。

<不自然な説明>

これは虐待している大人にも、虐待を受けている子どもにも見られます。子どもの傷の原因について聞いても、傷の状況からあり得ない説明をしたり、話がころころ変わったりします。子どもの方も、打ち明けたい気持ちと、打ち明けることの不安が入り交じり、不自然な説明が多くなります。

<不自然な表情>

無表情であったり、変に大人の機嫌を取るような表情をしたり、ちょっとしたことで脅えるような表情をしたり、落ち着きなくキョロキョロして周囲をうかがうような表情をしたりすることです。

<不自然な行動・関係>

親が現れると急にそわそわしたり、初めての人にも馴れ馴れしくしたりることがあります。また、虐待している大人るとすることを非常に心配してがら子どもの様子に無頓着だったりながら子どもを一人にして遊びに動が見られることがあります。



チェックポイント

「しつけ」と言っても虐待の疑いあり!

- く保護者側から見たとき>
 - ★ 保護者の都合だけで判断し、行動している。
 - ★ 保護者が、子どもに対して自分の言動が与える身体的あるいは心理的影響について理解していない。
 - ★ 子どもへの言動が感情的に行われている。
- <子ども側から見たとき>
 - ★ 子どもの納得する理由もなく、一方的に「しつけ」をされている。
 - ★ 子どもにとって、身体的あるいは心理的に、健全な発育・発達の妨げに なる恐れがある。
- <関係性、社会的状況から見たとき>
 - ★ 子どもと保護者との間に信頼関係がない。
 - ★ 常識的な「しつけ」の範囲から明らかに逸脱している。

(2) 早期発見のためのチェックリスト

◆子どもの特徴

分類状況	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	ネグレクト	
体や身なり・心の状態	口原因がわからない傷が よくある。手当が十分 でない。	i	口破れたり、シミの付い た下着を身につけたり している。	ロ衣服や体がいつも不潔で ある。季節にそぐわない 服装をしている。	
	口落ち着きがない。			口何日も入浴をしていない。	
	口過度に頑固である。			口食べ物への執着が強く、 必要以上に食べる。 あるいは食欲がなさすぎ る。	
	ロイライラしたり感情を て暴力を振るう。	抑えられなかったりし	口性器を痛がったり、か ゆがったりする。	口身体的発育が著しく遅れ ている。	
	□大幅な体重の変化がある。				
	□表情が乏しく元気がない。				
友達との かかわり方	□威圧的、攻撃的で乱暴 な言葉遣いをする。		口身体的接触や接近を恐 れる。	ロ友達から食べ物をもら う。	
	ロけんかやいじめ、脅し がみられる。				
	口友達関係がうまくつくれない。人に嫌われる行動をとる。				
	口遊びが長続きしない。				
担任等とのかかわり方	口異常に甘える。	i i	□ 抱かれたり、手をつな E いだりするのを避け る。	ロ誰にでもなれなれし い。	
	口虚言が多い。			口離れたがらない。	
問題行動・その他	□家出をする。	口金銭の持ち出しや 盗癖がある。 口教室を抜け出す。	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	口万引きをする。	
	□深夜徘徊をする。		口異常な性への関心や拒 否反応がある。	口基本的生活習慣が身に 付いていない。	
	□小動物虐待をする。 □抜毛等の自傷行為・他 害をする。	ロー端ハメをはずす とコントロールが きかない。	!	□理由のない欠席・遅刻 ・早退が多い。 □行事の欠席が多い。	
				口弁当忘れが多い。	
	口意欲低下、自己評価低下	、成績の急激な低下が	みられる。		

※熊本県子ども虐待対応マニュアルより

◆家族の特徴

- 口子どもへの拒否的な態度や言葉、過度に厳しい養育態度を示す。
- 口不自然な状況説明をする。
- 口子どもの過食を訴える。
- 口子どもに心理的に密着し過ぎるか、全く放任か極端である。
- 口子どもに能力以上のことを過度に要求する。
- 口登校、登園をさせない。
- 口養育者の気分の変動が激しく、自分の思い通りにならないとすぐに体罰を与える。



チェックポイント

「もしや?」と感じたら記録を残すことが大切です。

- ★ 記録をできるだけ残すようにします。いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのようにということをできるだけ正確に詳しく記録します。「保護者がとても怒っていた」、「子どもに落ち着きがなかった」等の印象だけよりも、どんな言葉を使っていて、どんな様子を見てそう感じたかを事実をもとに、具体的に記すことが大切です。
- ★ 子どもの傷は治りやすいので、気付いた時に、直ちにスケッチや写真、ビデオで残して おくようにします。スケッチの場合は傷の色や大きさ、形状に注意する必要があります。 ビデオ、写真等には日付をはっきりと入れ記録するようにします。いずれの場合にも、 子どもに不安を与えないように十分配慮することが必要です。
- ★ 写真撮影の時には、大きさが判る手元の物体を傷と一緒に撮り、 カメラは、レンズが傷と正対するようにかまえます。子どもは小さい ので、写真撮影の時に、撮影者は必ずしゃがむようにします。

4 実際の対応 (無/(無/(無/(無/

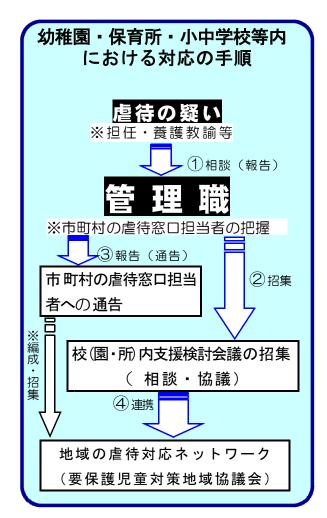
(1) 疑ったらまず"相談"

子どもの虐待を疑ったら、まず、職場の同僚や管理職に相談しましょう。校(園・所)内で相談し合う体制(校・園・所内ネットワークなど)を作っておくことが必要です。また、市町村、福祉事務所、児童相談所は、守秘義務を共有できる機関です。「通告する」と考えるとハードルが高くなりますが、自分に責任のある子どもの「相談」に乗ってもらうと考えて行動しましょう。

- (2) 幼稚園・保育所・小中学校等内における対応
- ① 虐待の疑いがあると感じた担任等は、管理職に相談(報告)します。
- ② 管理職は関係者を集め、得られた情報をもとに話し合いの場(校・園・所 内支援検討会議)を持ち、情報の共有、学校(園・所)としての取組を決定 します。管理職は、事例により適切な出席者を決めます。(管理職、担任、

養護教諭、関係教諭・保育士、生 徒指導主事、スクールカウンセラ 一等)

- ③ 管理職は市町村虐待窓口担当者 へ報告(通告)します。管理職は 市町村虐待窓口担当者を事前に把握 しておく必要があります。
- ④ 報告(通告)後は、地域のネットワークの一員として役割を担います。必要に応じ、「虐待対応の地域ネットワーク」の編成を市町村に要請したり情報を提供したりします。その後の様子を継続的に見守り、その中で得た情報をネットワークメンバーに提供したり、家庭支援の方法・役割分担等を話し合ったりします。



⑤ また、次の事項等について、できることから取り組みましょう。

チェックポイント

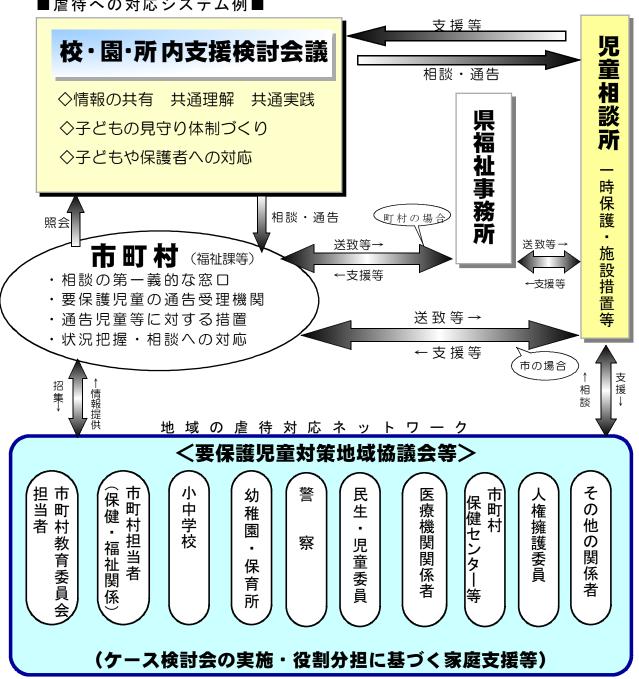
幼稚園・保育所・小中学校等関係者ができること

- ◆子どもと触れ合う機会を増やす。
- ◆子どもの一見「嘘」とも思える不自然な訴えや、身体上の訴えにもしっかり 耳を傾ける。
- ◆記録を残す。
- ◆近隣の幼稚園・保育所・小中学校等と連携を図り、情報を収集する。
- ◆ネットワーク会議などに進んで参加する。
- ◆保護者に会う機会を意識的に増やし、非難するのではなく援助する立場をとる。
- ◆虐待が原因で問題行動を起こす児童・生徒もみられることから、 学校という社会集団の中で、ともに学び、ともに生きる態度を 育てることが重要になってくる。
- ◆子どもが何でも話すことができるように、子どもにとって 安心できる環境づくりに努める。

(3)地域と連携した虐待への対応システムの構築

虐待に対しては、幼稚園・保育所・小中学校等だけで抱え込まないことが 大切です。市町村と協力して、組織的に対応するシステムを作りましょう。

■虐待への対応システム例■



※必要な時にすぐ、関係者が連絡し合える体制づくりが重要です。



「あなた」もネットワークの一員なのです



(4) 子ども・保護者への早期対応と支援の留意点

✓子どもへの対応 >-

- ◆子どもが自ら語る場合は、共感しながら話を聞くようにします。
- ◆子どもが事実を隠したがる場合は、無理に聞き出そうとせず、関係機関と連携を図りながら、情報収集に努めてください。
- (※場合によっては、乳児院・児童養護施設に預けて、当分の間生活させたり、里親に 託されたりすることもあります。)

- 保護者への対応 >

- ◆保護者を責めず、共感しながら話を聞くようにします。
- ◆保健・医療機関や市町村・児童相談所が育児支援を行って いることを伝え、相談するように勧めます。
- ◆保護者から子どもを分離することが必要な場合は、早急に 市町村や児童相談所に虐待の事実を通告してください。



(※児童相談所は家族と面接を行い、必要に応じて、保護者へのカウンセリングも行います。)

チェックポイント

虐待対応における緊急性の判断は学校・保育所等のみでは行わない!

緊急度の判断は、市町村や児童相談所、またはそれらを交えたネットワークの中で判断すべきです。緊急性は低いと思いこんだために、手遅れになった事例は少なくありません。通告者に虐待の証明、立証責任はありません。学校・保育所等の役割は、とにかく早く市町村や児童相談所と連絡をとることです。

5 幼稚園・保育所・小中学校等における継続的な在宅支援 *-----*

児童相談所に通告のあった虐待ケース全体のほぼ9割は、在宅のまま支援を受けています。保護された子どもも施設から家庭に戻され、その後は在宅で支援を受けます。幼稚園・保育所・小中学校等は、関係機関と協働して継続的に見守りながら在宅支援を行う必要があります。また、幼稚園・保育所・小中学校等は、子どもや保護者に対して、虐待防止のための教育又は啓発に努める義務があります。(児童虐待の防止等に関する法律第5条3項)まず、連絡帳・電話・家庭訪問等によって保護者との信頼関係を築くことから始めましょう。

(1) 子どもに対して

◆全職員で子どもに愛情と安心感を

虐待を受けた子どもは、誰からも危害を加えられない、何を話しても責められないといった安心感を感じることによって、素直に自分の気持を出せるようになっていきます。全職員で見守る体制(<u>校・園・所内支援検討会議等</u>)を整え、子どもに愛情を注ぎながら子どもが安心できる環境づくりに努めましょう。

◆自尊感情を育てるかかわり方を

虐待を受けた子どもは、自信をなくしていることが多いものです。子どもたちは、認められることで自信を持ち、変わっていきます。すべての教育・保育活動において、自尊感情をはぐくむことができるような指導や言葉かけ、かかわり方を心がけましょう。

また、虐待のあるなしにかかわらず、<u>日常の生活や特別活動、総合的な学習の時間等</u>における<u>遊びや自然体験、社会体験等を通して</u>、互いに認め合い、支え合うことの必要性を、子どもたちに実感させることにより、自尊感情をはぐくんでいきましょう。

◆子どもとのふれあいを

虐待を受けた子どもは、"自分自身が悪いからこうなった"という思いを持っています。担任等は、<u>教育相談や日常の生活</u>の中で子どもと触れ合う機会を多く取り、そのことは誤解であることや"自分らしく振る舞うこと、自分の気持ちを素直に出すこと"の大切さを伝えていきましょう。

(2) 保護者に対して

◆保護者を責めない

保護者を責めても良い方向には進みません。責任を追及するのではなく、保護者の話に傾聴することで自身の気持ちや悩みが出やすくなります。

◆時間をかけて話し合いを

親への支援で大切なことは、親の「愛情」を否定するのではなく、「愛情の示し方」に問題があることを伝えることです。理屈が正しくても伝え方(伝わり方)を間違えば"しつけ"でなく"虐待"になってしまうことを<u>家庭訪問や個人面談</u>の機会を捉えて時間をかけて話し合っていくことが大切です。

◆日ごろから虐待防止のための啓発を

保護者に対して、<u>学校便りや様々な通信、講演会の開催</u>等を通して、 虐待防止のための啓発に努めることも大切です。

(3) 幼稚園・保育所・小中学校等関係者が気を付けたいこと

◆保護者との信頼関係を

適切な親子関係について、教育・保育の専門家として注意したくなりますが、幼稚園・保育所・小中学校等関係者が主導権をとって伝えると、「虐待と決めつけられた」「文句を言われた」などと受け取られて、信頼を得られなくなってしまうことに注意を払いましょう。

◆一人で抱え込まない

教育・保育上の問題で子どもや親にかかわることは幼稚園・保育所・小中学校等関係者の役割ですが、虐待問題は不慣れで、不安や戸惑いも大きいのが通常でしょう。こうした場合、子ども本人や親にどうかかわるか、専門機関等にアドバイスを受けることは大切なことです。また、担当者が余裕を持って対応するためには、一人で抱え込まず、校(園・所)内組織や地域のネットワークメンバーとの協働関係が欠かせません。



<子どもの虐待問題等相談機関>

◇児童相談所

熊本県中央児童相談所 (福祉総合相談所内)

TEL:096-381-4451

熊本県八代児童相談所

TEL:0965-32-4426

◇教育委員会

熊本県教育庁義務教育課

TEL:096-381-8000

月~金 8:30~17:30

熊本県立教育センター

TEL: 0968-44-6655

月~金 9:00~17:00

◇福祉事務所

医名福祉事務所(医名市) TEL:0968-74-2111 鹿本福祉事務所(山鹿市) TEL:0968-48-1202 菊池福祉事務所(菊池市) TEL:0968-25-4111 阿蘇福祉事務所(阿蘇市) TEL:0967-22-1111 上益城福祉事務所(御船町) TEL:096-282-2111 八代福祉事務所(广代市) TEL:0965-33-3111 芦北福祉事務所(芦北町) TEL:0966-82-3111

TEL: 0964-32-2111

球磨福祉事務所(人吉市) TEL:0966-22-1040

天草福祉事務所(天草市) TEL:0969-22-4111

◇熊本県警察本部(少年課) 肥後っ子テレホン

肥後っ子サポートセンター TEL:096-384-4976

月~金 8:30~17:30

宇城福祉事務所(宇城市)

◇人権相談

子どもの人権110番(全国共通)受付:8:30~17:15 TEL:0570-070-110 熊本地方法務局人権擁護課「子どもの人権110番」 TEL:096-364-0415